

○鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則

平成17年9月30日
鳥取県規則第93号

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則をここに公布する。

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公共土木施設等について鳥取県国有地使用料徴収条例(平成12年鳥取県条例第29号。以下「国有地条例」という。)、鳥取県道路占用料徴収条例(昭和28年鳥取県条例第48号。以下「道路占用条例」という。)、鳥取県海岸占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第30号。以下「海岸占用条例」という。)、鳥取県流水占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第31号。以下「流水占用条例」という。)、鳥取県砂防指定地等管理条例(平成15年鳥取県条例第10号。以下「砂防管理条例」という。))及び鳥取県港灣管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号。以下「港灣管理条例」という。))の規定に基づき知事が行う占用料又は採取料(以下「占用料等」という。)の減免の対象となる行為、減免の手続等について定めるものとする。

(占用料等の減免)

第2条 前条に規定する条例(以下「占用料等条例」という。)の規定に基づく占用料等の減免は、当該占用又は採取に係る行為が別表の根拠条例の欄に掲げる条例の区分に応じ同表の減免対象行為の欄に掲げるものである場合に、当該行為に対応する同表の減免の別の欄及び減額後の額の欄に定めるところにより行うものとする。

(占用料等の減免の申請)

第3条 占用料等条例の規定により占用料等の減免を受けようとする者は、占用料等減免申請書(別記様式)を、当該占用料等の減免の権限を地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の規定に基づき知事から委任された総合事務所長又は鳥取港灣事務所長に提出しなければならない。

(平18規則15・一部改正)

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、占用料等の減免に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第4項の規定(流水占用条例の規定により占用料等の減免を行う場合に限る。)は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に占用料等条例の規定に基づき行われている占用料等の減免の申請については、この規則の規定は適用しない。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

3 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成18年規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年10月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に、改正前の鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則別表6の項(1)に該当するものとして行われている鳥取県流水占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第31号)又は鳥取県砂防指定地等管理条例(平成15年鳥取県条例第10号)の規定に基づく占用料又は採取料の減免は、改正後の鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則(以下「改正後規則」という。)別表6の項(1)又は(2)に該当するものとして改正後規則の規定を適用する。

附 則(平成19年規則第88号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第90号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第94号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(平18規則15・平19規則88・平20規則90・平20規則94・一部改正)

根拠条例	減免対象行為	減免の別	減額後の額

1 占用料等条例 (減免対象行為 の欄(1)につい ては港湾管理条 例、同欄(7)に ついては道路占 用条例をそれぞ れ除く。)	<p>(1) 国又は地方公共団体において公用又は公共用に供するための占用</p> <p>(2) 農業、林業又は漁業の経営上必要不可欠と認められる用途に供するための占用</p> <p>(3) 日常生活上必要不可欠と認められる通路(橋を含む。)を設置するための占用</p> <p>(4) 公営企業(地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業をいう。)の行う事業(発電事業を除く。)のための占用</p> <p>(5) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設のための占用</p> <p>(6) 鉄道事業(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業をいう。)のための占用</p> <p>(7) 電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及び同項第6号に規定する特定電気事業者をいう。以下同じ。)又は電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条本文の規定により総務大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。)が設ける電線のための占用(上空を占用する場合に限る。)</p> <p>(8) 公共的団体等(地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等をいう。以下同じ。)が設ける有線放送のための電線のための占用(上空を占用する場合に限る。)</p> <p>(9) ガス、上水及び下水の各戸引込管の地下埋設のための占用</p> <p>(10) 水道管及び下水道管(公共の用に供するものに限る。)のための占用</p> <p>(11) カーブミラー、花壇、掲示板、街灯等で、営利目的がなく、交通安全、国有地の美化又は公衆の利便に著しく寄与するものための占用</p> <p>(12) 地域の活性化に資する事業であって、地域住民の同意を得たものとして市町村長の推薦を受けたイベント事業のために設けられる看板、幕その他の物件のための占用</p> <p>(13) その他公益上必要があるものとして知事が認める占用</p>	免除
2 国有地条例及び流水占用条例	バス停留所(バス停留所の標識を含む。)のための占用	免除
3 道路占用条例	<p>(1) 公益上必要な事業を実施するための占用</p> <p>(2) 道路に出入りする通路又は排水施設を設けるための占用</p> <p>(3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件のための占用</p> <p>(4) 街灯(アーチ型のものを除く。)のための占用(1の項(11)に該当するものを除く。)</p> <p>(5) アーケード(仮設日よけを除く。)のための占用</p> <p>(6) バス停留所の上屋のための占用</p> <p>(7) 公共的団体等が設置する有線放送電話柱及び有</p>	免除

線放送柱のための占用		
(8) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は山間へき地における地元視聴者で組織する団体等(以下「一般社団法人等」という。)が設置する有線テレビジョンに係る電柱及びその支柱並びに架空道路横断電線及び各戸引込電線のための占用		
(9) 公共的団体等又は電気事業者若しくは電気通信事業者が設ける架空の道路横断電線及び道路縦断電線(電気事業者又は電気通信事業者が設ける共架電線は除く。)並びに各戸引込電線のための占用		
(10) 電気事業者又は電気通信事業者が設ける電気又は電気通信のための各戸引込管の地下埋設のための占用		
(11) 道路の附属物を無償で添加している電柱又は電話柱のための占用		
(12) 郵便切手の販売場所を示す規格化された看板(店舗に取り付けられたもので、1店舗につき1個に限る。)のための占用		
(13) 灯籠、石碑その他これらに類する工作物であって慣行等から占用料を免除することが適当なもののための占用		
(14) 道路管理者以外の者が設置した街灯に添加した当該街灯の管理者名、店名、屋号等を表示した看板等であって、その規格が縦1メートル、横30センチメートル以下のものための占用		
(15) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物(被災者の居住の用に供するため必要なものに限る。)のための占用		
(16) 民営の水道事業(専用水道事業を除く。)に係る占用	減額	道路占用条例で定める額の2分の1の額
(17) 公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添加している電気事業者又は電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱のための占用		
(18) 一般社団法人等が設置する有線テレビジョンに係る架空道路縦断電線のための占用		
(19) 昭和62年4月1日以降、道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、新たな占用許可を受けて地中に設けた電線類(地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものを除く。以下同じ。)又は設ける電線類及びこれらと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器をいう。)のための占用		道路占用条例で定める額の6分の1の額
(20) 昭和62年4月1日以降、電線類が上空に設置されていない道路において、新たな占用許可を受けて地中に設けた電線類又は設ける電線類及びこれらと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器をいう。)のための占用		
(21) バス停留所の標識のための占用		道路占用条例で定める標識に係る占用料の額の2分の1の額

	(22) パーソナルハンディフォンシステム(PHS)無線基地局その他これに類する小型の無線基地局のための占用		道路占用条例で定める変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所に係る占用料の額の10分の3の額
	(23) その他慣行等から占用料の全額を徴収することが不相当であると知事が認めた物件のための占用		その都度知事が定める額
4	道路占用条例及び流水占用条例	占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱(支線及び支線柱を含む。)のための占用	免除
5	流水占用条例	(1) 農業協同組合又は森林組合が行う小水力発電事業のための占用 (2) 漁業協同組合が行う魚道の設置のための占用 (3) 護岸堤防その他の河川管理施設と道路その他の公共の用に供する工作物又は施設が相互に公用を兼ねる場合において、河川管理者が占用を許可し、他の工作物又は施設の管理者が占用料又は使用料を徴収するとき(当該占用料又は使用料が免除され、又は減額されているときを含む。)における占用 (4) 道路その他の公共の用に供する工作物又は施設に係る専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。)に電線、電話線、水管、ガス管等を添加する場合において、河川管理者が占用を許可し、他の工作物又は施設の管理者が占用料又は使用料を徴収するとき(当該占用料又は使用料が免除され、又は減額されているときを含む。)における占用	免除
6	流水占用条例及び砂防管理条例	(1) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第1条の会社が同法第5条第1項、第4項及び第5項に規定する業務を行うための占用 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項に規定する業務を行うための占用 (3) 国立大学法人が国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項に規定する業務を行うための占用	免除
7	砂防管理条例	(1) 砂防法(明治30年法律第29号)第8条の規定に基づき砂防工事を施行した者による当該砂防工事の施行により設置された砂防設備等の占用 (2) 現に流水占用条例第2条の規定により占用料が徴収されている砂防設備等の占用(発電に係るものを除く。) (3) 砂防指定地の指定の際現に国有地条例第2条の規定により使用料が徴収されている砂防設備等の占用(国有財産使用及産物採取規則(大正15年鳥取県令第2号)第1条の規定に基づく国有土地の使用の許可の期間内のものに限る。)	免除